信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7KMR	126617	第二十八豊清丸	平成24. 6. 11
JBGY	130243	新鷹丸	24. 6. 28
JLDJ	119251	しらかみ	24. 6. 27
JMMF	130550	第三十八盛勝丸	24. 6. 4
JPDN	130209	みやこ	24. 6. 4
JD2434	124487	第五十八濱戸丸	24. 6. 13
JE2900	129709	第二十八幸洋丸	24. 6. 1
JE3112	133299	フェリー大島	24. 6. 18
JG3912	121970	かわぎり	24. 6. 29
JG5580	136730	ベルハンド	24. 6. 25
JH2747	119937	春日丸	24. 6. 29
JI3411	131654	大進丸	24. 6. 1
JJ3628	131835	徳久丸	24. 6. 11
JK4769	131822	第二英裕丸	24. 6. 13
JK4853	129660	豊島丸	24. 6. 7
JK5203	132560	日和丸	24. 6. 18
JK5244	133707	みやび	24. 6. 13
JK5326	134071	石宗丸	24. 6. 21
JK5441	135274	翔洋丸	24. 6. 15
JL5599	129876	第八同栄丸	24. 6. 5
JL5861	130639	第八長栄丸	24. 6. 6
JL6070	132159	第二明徳丸	24. 6. 11
JM4136	120849	しまかぜ	24. 6. 29
JM5662	129408	第二十一さつま	24. 6. 14
JM6338	133619	第一崎陽丸	24. 6. 5

○国土交通省告示第百三十二号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年七月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

証書番号	船舶番号	船名	証書の交付日
A09111410	129709	第二十八幸洋丸	平成21. 10. 20

○国土交通省告示第八百三十三号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年七月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

証書番号	船舶番号	船名	証書の交付日
2603	95227	南霊丸	平成9. 10. 21
A1114132	120069	鳥海丸	23. 3. 7

○海上保安庁告示第百八十四号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年七月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京羽田沖浅場造成Ｇ灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約二・一キロメートル）

北緯　三五―三三―四八

東経　一三九―四七―四五

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約二・一キロメートル）

北緯　三五―三三―四九

東経　一三九―四七―四八

変更年月日　平成二十四年六月二十五日

名称　東京羽田沖浅場造成Ｈ灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約一・九キロメートル）

北緯　三五―三三―三五

東経　一三九―四七―四〇

変更年月日　平成二十四年六月二十五日

名称　東京羽田沖浅場造成Ｉ灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約一・六キロメートル）

北緯　三五―三四―〇二

東経　一三九―四七―三九

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約一・九キロメートル）

北緯　三五―三三―五六

東経　一三九―四七―四四

変更年月日　平成二十四年六月二十五日

名称　東京羽田沖浅場造成Ｊ灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約一・三キロメートル）

北緯　三五―三四―一一

東経　一三九―四七―三三

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約一・四キロメートル）

北緯　三五―三四―〇七

東経　一三九―四七―三一

変更年月日　平成二十四年六月二十五日

名称　東京羽田沖浅場造成Ｋ灯浮標

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約一・四キロメートル）

北緯　三五―三四―〇七

東経　一三九―四七―二四

変更した事項

位置

所在地　京浜港東京区（大井信号所の南南東方約一・五キロメートル）

北緯　三五―三四―〇五

東経　一三九―四七―二六

変更年月日　平成二十四年六月二十五日

名称　由比港西防波堤灯台

位置

所在地　静岡県静岡市（由比港西防波堤外端）

北緯　三五―〇五―五七

東経　一三八―三三―二六

変更した事項

名称　由比港南防波堤灯台

位置

所在地　静岡県静岡市（由比港南防波堤外端）

北緯　三五―〇五―五九

東経　一三八―三三―三四

光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ

光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十四年六月二十五日

○海上保安庁告示第百八十五号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年七月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大井港第四号防波堤南方照射灯

位置

所在地　愛知県師崎港（大井港第四号防波堤灯台）

北緯　三四―四三―一〇

東経　一三六―五七―五三

廃止年月日　平成二十四年六月二十六日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｂ灯浮標

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）

北緯　三五―三七―二五

東経　一四〇―〇〇―三七

撤去年月日　平成二十四年六月二十六日

記事　一時変更

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｃ灯浮標

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）

北緯　三五―三七―二九

東経　一四〇―〇〇―四二

撤去年月日　平成二十四年六月二十六日

記事　一時変更

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｅ灯浮標

位置

所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）

北緯　三五―三七―二九

東経　一四〇―〇〇―五二

撤去年月日　平成二十四年六月二十六日

記事　一時変更